

国民的な広がりのある新たな取組の推進について（案）

平成 1 6 年 月 日
少子化への対応を推進する国民会議決定

I 改正の趣旨

- 少子化への対応については、国民的な理解と広がりをもって、家庭や子育てに夢を持つことができる環境の整備を進めることが必要であり、これまで「少子化への対応を推進する国民会議」（以下「国民会議」という。）においては、平成12年4月25日に「国民的な広がりのある取組みの推進について」を決定し、これに基づき各参加団体等が主体的な取組を進めてきたところである。
- この間、平成14年1月に公表された「日本の将来推計人口」によれば、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が把握されたところである。さらに、平成15年の合計特殊出生率（概数）は1.29と過去最低となるなど、少子化は一層進行しているところであり、国を挙げて、その流れを変えるための取組を進めることが喫緊の課題となっている。
- こうした状況の中で、平成15年7月には、少子化に対処するための施策を総合的に推進するための「少子化社会対策基本法」や地方自治体、企業等において、もう一段の取組を推進するための「次世代育成支援対策推進法」が成立し、先般、少子化社会対策基本法に基づく少子化に対処するための施策の指針として、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）が策定されたところである。
- 国民会議としても、更に一層の国民的な理解と広がりの下で、少子化の流れを変えるための取組を推進するため、今般、新たに「国民的な広がりのある新たな取組の推進について」を決定し、国・地方自治体・企業の取組と併せて、国民会議やその各参加団体における主体的かつ積極的なもう一段の取組を進めることとする。

Ⅱ 取組の方向

- 取組は、各参加団体が主体的に実施するものにとどまらず、他の参加団体からの求めに応じて連携して実施するもの、国民会議の名で実施するものも加えた幅広い形で推進する。
- 複数の参加団体が連携して進める取組については、中央レベルにとどまることなく、できる限り地方レベルでも連携が図られるよう努める。
このため、地域の実情に応じ、適宜、参加団体の地方組織が相互に情報交換や協議などを行う場を設定する。
- 少子化社会対策大綱及び大綱に基づく施策の具体的実施計画に基づく政府の施策との連携を図りながら取組を進める。

Ⅲ 具体的な取組

1. 社会的な機運の醸成

(国民会議としての取組)

- 家庭の役割を大切にし、子どもを生み育てることに夢を持ち、喜びを感じることができる社会を構築するため、地域、家庭、職場、学校等における環境整備を進めていくことを呼びかける全国的なキャンペーンを実施する。
- 参加団体が実施するフォーラム等の意識啓発活動について、できる限り連携が図られるよう他の参加団体に情報提供するとともに、後援などの支援を行う。

《参加団体共通の取組》

- 家庭や子育てに夢を持つことができるようにするための環境整備の重要性や、国民会議としての取組、参加団体としての取組、他の参加団体の動向、政府の施策等について、会報、ホームページ等により広報するとともに、地方組織・

構成員に周知する。

- 他の参加団体、政府等が実施するフォーラム、セミナー、キャンペーン等について、共催や広報、報道などにより協力する。

《各参加団体の取組》

【日本新聞協会】

- 会員各社の編集方針に基づき、少子化と関わりのある問題を様々な角度から報道するとともに、事業企画等に取り組む。

【日本民間放送連盟】

- 会員各社の判断に基づき、少子化と関わりのある問題を様々な角度から掘り下げて放送する。

【日本放送協会】

- 機会あるごとに、少子化と関わりのある問題を様々な角度から掘り下げて放送し、視聴者とともに考えていく。

【日本経済団体連合会、日本商工会議所、関西経済連合会】

- 企業における仕事と家庭の両立支援に関する意識の醸成や固定的な性別役割分担意識を是正していくため、意識啓発を促す。

【全国中小企業団体中央会】

- 男女の差なく子育てに関わる職場の雰囲気づくりなど、次世代の育成を積極的に進めることについて、次世代育成支援対策推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの関連法規の周知も含め、中小企業への啓発を進める。

【日本労働組合総連合会】

- 男女がともに仕事と家庭の両立を担える職場・社会の環境整備を図るため、役員への登用その他あらゆるレベルの労働組合活動及び国・地域での審議会などへの積極的な女性の参画を推進する。

【全国農業協同組合中央会、全国地域婦人団体連絡協議会】

- 社会における固定的な性別役割分担意識を是正し、家庭内における夫婦のパートナーシップの確立はもとより、社会のあらゆる意志決定の場への女性の参画をさらに促進する。

【全国知事会、全国市長会、全国町村会】

- 少子化に関するフォーラム、キャンペーン等について、後援や広報などを行うとともに、各都道府県、市、町村に対して、次世代育成支援対策に関する情報提供を行う。

【全国国公立幼稚園長会、全日本私立幼稚園連合会】

- 子どもを生み育てることに対する社会の評価を向上させるためのフォーラム等の国民運動を推進する。

【全国社会福祉協議会、日本保育協会】

- 子どもを生み、育てることの喜びや意義等についての理解を深めるための意識啓発等の取組を進める。

【日本子どもNPOセンター】

- 男性の育児参加や働き方の見直しをはじめ、次世代育成支援に関する全国的なキャンペーンを実施する。また、子育て・子育ち支援に関心のある一般市民を対象に、広く次世代育成支援の施策や各地で実践されている取組等について理解を深めるフォーラムを開催する。
- 次世代育成支援に関する総合的な情報をわかりやすく編集し、定期的に各種媒体による情報提供を行う。

【日本PTA全国協議会】

- 子育ての楽しさについてPRする全国的なキャンペーンとして、「家庭の風景、三行詩キャンペーン」を実施する。

2. 若者の自立とたくましい子どもの育ち

(1) 若者の就労支援に取り組む

【日本経済団体連合会、日本商工会議所】

- 「若年者を中心とする雇用促進・人材育成に関する共同提言」（平成 15 年 5 月、日商・日本経団連）に基づき、若年者の雇用促進・人材育成に資する施策を展開する。

【日本経済団体連合会】

- 若年労働力の活用策とそのための環境整備を検討する。
- インターンシップ（大学生等が在学中の一定期間、企業において就業体験をすること）を通じて、若年者に対する職業体験機会を提供する。
- ジョブ・カフェ（若年者が雇用関連サービスを 1 か所でまとめて受けられるワンストップサービスセンター）事業を通じて、若年者やフリーターの就労意識の啓発に支援・協力する。

【全国中小企業団体中央会】

- 若年者への職業体験機会の提供、職業意識や勤労意欲の醸成のため、中小企業での職場体験、インターンシップや日本版デュアルシステム（実務・教育連結型人材育成システム）の実施などについて積極的に協力・支援する。

【日本労働組合総連合会】

- 「地域労使就職支援機構」において、若年雇用対策を推進する。また、職場におけるインターンシップ制度を支援する。

（2）体験を通じ豊かな人間性を育成する

【全国社会福祉協議会】

- 保育所や児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設において、ボランティアの受入れや保育体験、交流の場の設定等を推進することにより、世代間の交流や子育てに関する関心や理解の促進を図る。

【全国都道府県教育委員会連合会】

- 児童、生徒の体験・奉仕活動や地域との交流教育などの取組状況を調査し、先進的な事例などの情報提供を行う。

【全日本私立幼稚園連合会】

- 預かり保育の実施に際し、土日、夏休み等を活用して、父親や地域のボランティア、異世代の参加を得て、豊かな体験活動ができるよう取組を推進する。

【全国農業協同組合中央会】

- 学童農園など農業体験学習の充実と、農的文化体験のグリーンツーリズムの促進を図る。
- 体験活動における高齢者世代との交流促進を図る。

【日本経済団体連合会】

- 企業における工場見学の受入れや、中・高校生対象のジュニア・インターンシップ事業などを通じて、子どもの体験活動、世代間交流推進に協力する。

(3) 子どもの学びを支援する

【全国都道府県教育委員会連合会】

- 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備などの取組状況を調査し、先進的な事例などの情報提供を行う。

3. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

(1) 企業等におけるもう一段の取組を推進する

【日本経済団体連合会、日本商工会議所、関西経済連合会】

- 企業・経営者等に対し、多様な働き方など仕事と子育てをしやすい雇用環境の整備等についての情報提供、相談援助や周知・啓発を進める。
- 一般事業主行動計画の策定に関して内容の周知を行うとともに、会員企業等からの相談に応じるなど、取組の推進を図る。

【日本経済団体連合会】

- 平成15年7月に発表した提言『子育て環境整備に向けて』に基づき、個々の企業の実情等に応じて企業内における諸制度の整備状況など、先進事例等を収集し、その情報提供を行う。

【日本商工会議所】

- 仕事と家庭の両立支援等についての意識啓発を促すとともに、商工会議所間の連携強化を図り、必要な情報提供を行う。

【全国中小企業団体中央会】

- 一般事業主行動計画好事例の収集、モデル行動計画の策定・周知、行動計画の策定に関する講習会の開催等により、中小企業の行動計画の策定・実施を支援する。
- 中小企業事業主に対し、仕事と子育てをしやすい雇用環境の整備についての情報提供、相談援助を行う。

【日本労働組合総連合会】

- 「次世代育成支援対策推進法」等に基づく行動計画の策定・実施等の実効性を高めるため、地方自治体、職場等において、「事業主と地方公共団体の『行動計画』策定についての取り組みの手引き」に基づき、実効性のある次の取組を進める。
 - ◇ 行動計画策定・実施における労働組合の参画
 - ◇ 実施段階でのフォローアップ
 - ◇ 先進事例の研究、情報交換の推進また、300人以下の中小企業においても、行動計画の策定が進められるよう積極的に働きかけを行う。
- 仕事と家庭を両立できる職場環境の整備を図るため、次の取組を進める。
 - ◇ 妻が専業主婦や産後休業中であっても、少なくとも産後8週間までは、男性も育児休業を取得することができることを周知啓発するなど、男性の育児休業取得の促進を図る。
 - ◇ 子どもの病気などによる看護休暇の労働協約化を推進する。

【日本医師会】

- 一般事業主行動計画の策定に関し、都道府県・郡市区医師会を通じて、各病院への内容の周知を図るとともに、取組の推進を図る。

【日本看護協会】

- 保健医療福祉施設の看護管理者に対し、ホームページ、機関誌等を通じて、一般事業主行動計画の策定に関する情報提供を行う。

【全国知事会、全国市長会、全国町村会】

- 各都道府県、市、町村の「特定事業主行動計画」の策定を支援するため、機関誌等に掲載し、意識啓発を促す。

(2) 男性の子育て参加を促進する

【日本商工会議所、関西経済連合会、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会】

- 男性の子育て参加を促進するため、子どもが生まれた父親などが子育てのための休暇等を取得しやすくするための取組の普及を図る。

【日本経済団体連合会】

- 男女ともに育児の責任を担っているという観点での意識啓発を進めるとともに、先進事例等の収集・情報提供に努める。

【日本労働組合総連合会】

- 特に、子どもが生まれた父親が5日間の休暇を取得することや男性の子育て参加促進のための取組（父親プログラムの普及等）を進める。

(3) 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る

【日本経済団体連合会】

- ダイバーシティ・マネジメントの研究や労使共同で行っているワークシェアリングの推進活動等を通じて、多様な人材の活用や多様な働き方の推進を図る。

【全国中小企業団体中央会】

- 働きながら育児をする従業員への各種の支援措置の実施状況、多様な働き方の実現を支える短時間勤務制度等の導入状況について、中小企業の実態を調査し、今後の方向を検討する。

【日本労働組合総連合会】

- 調和とゆとりのある職場や家庭、地域での生活の実現に向けた環境整備を図るため、次の取組を進める。
 - ◇ 労働時間短縮の促進
 - ◇ 時間外労働や休日労働、深夜労働における男女共通規制の労働協約化の推進
 - ◇ 労使協議による育児・介護休業法の短時間勤務制度の拡充
 - ◇ 転勤に際して労働者の家庭事情に配慮するなど、男女が共同で家庭に責任を持てる職場環境の整備

【全国農業協同組合中央会】

- J A職員、子育て中の農業者の多様な働き方を実現するための意識啓発を進める。
- 出産・子育て期の農業女性への支援策として、J Aの各種講座において、学習・交流機会の提供を行う。

(4) 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める

【日本経済団体連合会、日本商工会議所、関西経済連合会】

- 意識啓発パンフレット等を活用しながら、企業における男女共同参画意識の高揚や、男女雇用機会均等法に規定されているポジティブ・アクションについての認識を深め、推進を図る。

【日本労働組合総連合会】

- 男女雇用機会均等法の周知徹底など職場における男女平等の推進を図るとともに、「男女共同参画基本計画」の具体的施策について、学習会等を行い、職場に反映させる。
- 労働基準法、育児・介護休業法等労働関係法令の周知徹底・定着、および妊娠や出産・育児休業取得を理由とする不利益取り扱い・嫌がらせの防止を図る。

(5) 再就職等を促進する

【日本労働組合総連合会】

- 育児等退職者の再雇用特別措置の労働協約化を推進する。